

知っトク@

～ 名護中学校事務だより ～

令和4年9月発行 名護中学校事務 與那嶺 友美

長いようで短かった夏休みも終わり、学校に子供たちの賑やかな声が戻ってきました。まだまだ感染対策をしながらの学校生活となりますが、2学期もよろしく願いいたします。2学期は様々な行事が計画されており、それに伴ってPTA作業等もおこなわれます。今回はPTA活動における「もしもの時の安心」のお話。もしもこんな時にケガをしたら…!!

PTA活動の強い味方 もしもの時の「安全会制度」について

○ 「安全会制度」とは？

PTA主催の集会、研修、美化作業、スポーツ大会や、学校行事のうちPTAが参加する授業参観、運動会等でおきた事故に対して共済金が支払われる制度です。

○ 加入の対象者は？

在籍生徒、P会員世帯、T会員、幼稚園・こども園世帯、準会員で共済掛金150円を支払いしている方（世帯）が対象です。毎年、お支払いいただいているPTA会費より掛金を支出しています。（本校生徒は全世帯対象となります）

○ どんな時に共済金が支給されるの？

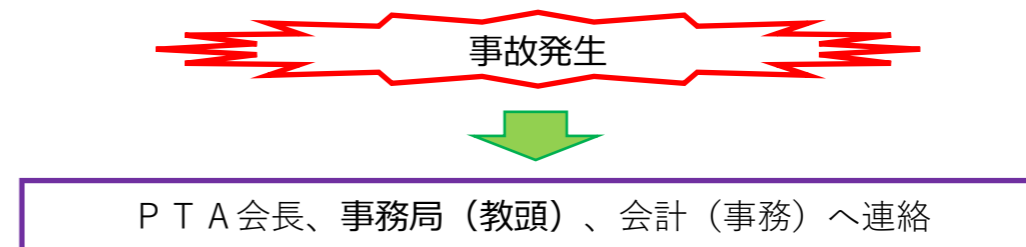
上記行事等へ参加中の骨折、捻挫、アキレス腱切断、切傷・すり傷、打撲等や眼鏡を破損した場合等（会場までの往復途中の事故も含む ※要件あり）

※ ただし、在籍児童生徒が学校行事等でケガをした場合でスポーツ振興センターの保障対象となる事故の場合は除く

【共済金の種類】

- ・ 通院共済金 … 3,000円×通院日数（90日限度、事故発生後180日まで）
 - ・ 固定具装着 … 1日500円または1,000円×装着した日数
 - ・ 入院共済金 … 5,000円×入院日数（180日限度）
- ※入院+通院+固定具装着となった場合は合わせて180日限度
- ・ 後遺障害共済金 … 180日以内に障害が固定した場合（限度額400万円）
 - ・ 死亡共済金 … 事故から180日以内に死亡した場合（限度額400万円）
 - ・ 眼鏡の破損 … 新規購入額の1/2もしくは修理費全額（限度額2万円）

～ 事故発生から共済金支給までの流れ ～



事故発生後30日以内に提出（学校へ）

① 災害報告書

※ P T A 活動であることが分かる文書や年間行事計画書は学校側で準備します

傷病が治癒した時、または事故発生後180日経過した時に提出（学校へ）

② 医療報告書

③ 領収書

④ 診断書 ※所定の様式あり

- ・ 通院実日数が7日以上の場合
- ・ 通院実日数が6日以内であっても手術及び固定具を装着した時

⑤ 診断書料（病院の診断書料の領収書原本）

※ 共済金支払請求書を学校側で準備します

その他、審査の過程において必要書類を求められる場合があります。

審査の後、給付が決定した場合は名護中学校PTAの口座へ振り込まれます

※ 今回ご案内した給付以外にも損害賠償に対する保険もあります。詳細は下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 名護中学校 事務室（與那嶺）
電話：52-2641

